



414
A 524



裁判所書類保存規程

第一條 勸解書類ノ保存期限ハ三年トス

第二條 動産其他ノ民事訴訟書類ノ保存期限ハ七年トス

第三條 不動産并人事ニ關スル民事訴訟書類ノ保存期限ハ二十年トス

但シ土地経界及水利ニ關スル必要ナル繪圖面等ハ永久之ヲ保存ス可シ

第四條 違警罪訴訟書類ノ保存期限ハ一年トス

第五條 輕罪訴訟書類ノ保存期限ハ六年トス

第六條 重罪訴訟書類ノ保存期限ハ二十年トス

大正十一年四月
侯爵郵寄贈



第七條 第一條ノ期限ハ勸解落着ノ日ヨリ第
二條以下ノ期限ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス
第八條 刑事關席裁判ニ関スル訴訟書類ハ其
期滿免除ニ至ルヲ以テ期限トス
但シ期滿免除ニ至ラサル前其言渡確定シタ
ル者ハ第四條以下ノ規則ニ從フ
第九條 被告人逃走等ニ係リ公判ニ付スル能
ハサル事件ノ訴訟書類ハ第四條第五條第六
條ニ定メタル期限間之ヲ保存ス可シ
但シ其期限ハ犯罪ノ日ヨリ起算ス
第十條 民事刑事ノ言渡書及命令書ハ永久之
ヲ保存ス可シ
第十一條 受附遞付并雜事ニ關スル簿冊類ノ

保存期限ハ其記載ヲ終リタル日ヨリ二年ト
シ訴訟件名録ハ永久之ヲ保存ス可シ
第十二條 表記ニ關スル簿冊類ノ保存期限ハ
其製表ヲ終リタル日ヨリ三年トス
但シ表記及ヒ已決犯罪表ハ永久之ヲ保存ス
可シ
第十三條 書記局ニ於テ管掌スル金錢物品ニ
關スル簿冊類ノ保存期限ハ其事柄ノ終リタ
ル日ヨリ十年トス
第十四條 公文記録赦典復権及處務手續其他
決議ニ関スル簿冊ノ類ハ永久之ヲ保存ス可
シ
第十七條 前數條ニ定ムル所ノ保存期限ヲ經

過七シ書類ハ書記局ニ於テ審査シ目錄ヲ作
リ檢事ノ職務ニ関スル書類ハ檢事其他ノ書
類ハ大審院長又裁判所長ノ檢閲ヲ經タル後
細断シテ之ヲ廢棄ス可シ
但訴訟書類ノ副本ハ其正本現存セザル場合
ヲ除クノ外保存期限ニ拘ハラヌ裁判確定ノ
後直チニ之ヲ細断シテ廢棄スベシ
第十六條 此規則ハ大審院ハ其創設控訴院裁
判所ハ上等裁判所ト始審裁判所ハ地方裁判
所ト稱セシ以後ノ書類ニ適用ス可キモノト
ス